

紙を開く機会を伝える組合

かな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL : 03-3583-9037
FAX : 03-5562-0853

定価 月 500円

会社は2018年8月13日にまたも賃金減額を發表しました。(今回の發表骨子は右下表参照)賃金減額者にはすでに8月27日の週から個別に通知されているはずですが、

この賃金減額は違法

会社は一連の賃金減額の根拠を、2010年3月付で改定された格付規定第6条3項「業績が職務内容に対して著しく低いと判断された場合は、本給、賞与基準額、本俸および定期俸基準額を減額することがある」という条項に依拠しています。

しかし、この規定では客観的基準に関する定めが一切無いため、会社がフリーハンドで好きなように一方的に不利益変更

また賃金減額 第一次・二次裁判の結果無視

を従業員に強いることができます。さらに減額幅の規程も無いため、好きなように減額幅も決められます。事実、昨年と今年では減額幅がまったく違います。つまり、2010年3月に行われた格付規程の変更は合理的な変更ではなく、労働契約法10条違反となります。また、この規定は賃金減額期間も定められておらず、定年まで減額が続きます。しかも、毎年でもさらなる賃金減額が可能なる仕組みで、会社の権利濫用となります。

会社はすでに

組合主張を受け入れ

上記で説明した違法内容については第1次賃金減額裁判の訴状で組合が

主張したものです。会社は第1次裁判では「認諾」しました。「認諾」とは原告側の主張をすべて受け入れるという意味です。つまり、会社は現在の格付規程への変更が労働契約法10条違反であることや権利濫用であることをすでに受け入れているのです。それにもかかわらず平然とまた賃金減額の發表をする会社の姿勢はまさに異常と言う他はありません。

賃金減額の本当の狙い

会社は成績評価の悪い人に対し賃金減額をする理由として「成長志向のカルチャーを推進するため」などと言っています。が、成績評価が高い社員に対する昇給基準はまっ

当な判決でした。その後、最高裁に上告しましたが、さらに不当な棄却の決定で裁判闘争は終結せざるを得ませんでした。全印総連では、協議の場を確保する、との方針で上告棄却の判断が出る前に、東京都労働委員会に対して、大日本印刷とDNPファインの二社の団交拒否による不当労働行為救済の申し立てを行い、話し合いによる争議の解決を目指してきました。

都労委申立てから2年が経過し、この度6月6日、都労委の和解案を双方が受け入れ、「DNPファイン解雇・偽装請負争議」を解決することになりました。



隅田川に向かって、「No, No, No」と叫ぶ不審者が警察に通報された。しかし警察は「大丈夫。あれは日本IBMのイエスマンです。いつも上司に『Yes, Yes』と言っているのだから、川に向かって『No』と叫んで、心のバランスをとっているのです」と答えた▼有名な政治ジョークの日本IBM版である。原作ではホワイトハウスのイエスマンが、ポトマック川に向かって叫ぶ▼日本IBMは2013年、14年の違法な賃金減額の結果、二度の裁判を招き、一次は認諾、二次は認諾を超える原告に有利な和解という、会社の完敗を招いた▼それにも関わらず昨年一昨年に加えて、今年も賃金減額を發表した。違法な賃金減額に「No」と叫ぶ社員が少ないためである。組合は間もなく第三次裁判を提訴する。皆さんもぜひ参加を！(F)

「ハルマ」

GTS事業本部のTS
S（テクノロジー・サポー
ト・サービス）事業部門
において、大規模なお客
様ではなく一般のお客様
を担当しているCE（カ
スタマー・エンジニア）
約300人が100パー
セント子会社のTSOL
（日本アイ・ビー・エムテ
クニカル・ソリューション
株式会社）に8月1日
付で大量出向しました。
過半数に及ぶCEが一挙
に子会社に移ったことに
なります。

団体交渉での協議内容

組合は今回のCEさん
の大量出向に際し、以下
のような要求を会社に出
して7月26日に団体交渉
を行いました。その内容
をお伝えします。

300人がTSOに出向
TS部門の間

国交報告

組合要求

1. 出向が必要な理由に
ついて示すこと。
2. 出向に際して労働条
件の変更があるか示すこ
と。
3. 出向期間を示すこと。
4. 業績評価方法につい
て変更があるか示すこと。



会社回答

1. について
IBM-J TSS Hard ware
Serviceは、大規模顧
客のBusiness及びOut

Sourcing Businessを
中心とした事業に注力し、
MSビジネスを含めた事
業拡大を目的としていき
ます。一方でTSOLはMS
ビジネス拡大を目指し、
全国のカバレッジを担当、
MSファーストのデリバ
リー組織としていきます。
2. について
会社は日本IBM出向
規程第8条に基づくとし
ましたが、団体交渉の場
で口頭にて、賃金系の処
遇は変わらないこと、及
び勤務管理はTSOLが行
うが基本的には日本IB
Mと同じこと、従って
労働条件は維持されるこ
とを説明しました。
3. について
出向期間は2年を予定
しています。
4. について

産業別統一闘争を
前進させよう

あらためて、「統一要
求・統一交渉・統一行動」
という産業別統一闘争の
意義と重要性を全支部・
全組合員のものとし、18
秋闘、19春闘で産業別統
一闘争を飛躍的に前進さ
せます。全支部分会、全
組合員が丸となって、こ
れらの目標を目指すこと
で、大幅賃上げをはじめ
めとする切実な要求を実
現させましょう。

労働法制改悪に反対
安心して働ける職場に

この通常国会では、過
労死激増・残業代ゼロの
「働き方改革一括法案」
をはじめとする悪法が、
労働者・国民の強い反対
を押し切って強行成立さ
せられました。国会審議

現時点で評価者、評価
方法の変更の予定はあり
ません。

会社とのやりとり内容

組合 2年後はどうな
るのか。TSOLに移籍
して別会社化するのか。
会社 現時点でそのよ
うな想定はしていない。
組合 もしそのような動き
が出た場合、組合員の場
合は出向を解除して本体
に戻す協議をする。

会 もちろんだ。

組合 お客様との契約内容
は日本IBM本体からT
SOLに移すのか。
会 移さない。TSOL
が前面に出ることはない。
組合 過去に子会社への転
籍強要が問題になったこ
とがある。
会 転籍を強要すること
は無い。

将来TS部門は
消滅か

会社は回答の中で「B
rware Serviceは大規
模顧客のSOを中心とし
た事業に注力、TSOL
は全国のカバレッジを担

の前提となる捏造、公文
書の隠匿・偽造・廃棄な
ど、まさに議会制民主主
義の土台が切り崩され、
政治の私物化と憲法・民
主主義をないがしろにす
る政権への国民の怒りは
極致に達しています。
政権は「解雇自由化」
など更なる労働法制改悪、
生活を破壊する消費税の

増税と社会保障の大改悪
企んでいます。この企み
を断固阻止するとともに、
安心して働き続けられる
職場と、平和・民主主義
を取り戻し、明るい未来
を切り開くためにJMITU
の総力をあげて奮闘
する決意を表明し、宣言
しました。



産別統一闘争の前進で組織拡大と要求実現

JMITU第6回定期大会

要求実現の力を持つ労
働組合へ組織拡大・強化
し産業別統一闘争を強化
しようとして7月14、15日、
静岡県の伊東市でJMITU
第6回定期大会が開
催されました。要求と組
織拡大・強化へ、この秋
からの方針を意思統一し
ました。

2019運動方針

2019年の運動方針
の基調は「要求実現を目
指して組織拡大の強化を
徹底し産業別統一闘争の
強化をすすめるよう」です。
三木JMITU委員長
は、あいさつの中であら
ためて「要求を実現する
力をもつ労働組合」を目
指し日常活動と統一闘争
を強化すること。その担
い手としての「働き手」
を思い切って作っていく



豊かな経験と教訓

この大会では、あきら
めず粘り強くたたかい、
要求を実現することに取
り組み、「労働組合に加
入し雇用と権利を守るう
」と職場での宣伝と対話を
広げ、組合加入をすすめ
た取り組みなど、各地の
豊富な経験と教訓が語ら

要求を実現する
力をつけよう

組織拡大に全力をあげ、
今年度こそ長年の悲願で
ある1万人のJMITU
を復活する展望を切り開
かなくてはなりません。
そしてここで確立された
運動方針にもとづき、産
別としての援助を強め、
ひとつひとつの支部分会
の日常活動を強化し、
「要求を実現する力」を
つけることを目指します。

現時点で評価者、評価
方法の変更の予定はあり
ません。

会社とのやりとり内容

組合 2年後はどうな
るのか。TSOLに移籍
して別会社化するのか。
会社 現時点でそのよ
うな想定はしていない。
組合 もしそのような動き
が出た場合、組合員の場
合は出向を解除して本体
に戻す協議をする。

会 もちろんだ。

組合 お客様との契約内容
は日本IBM本体からT
SOLに移すのか。
会 移さない。TSOL
が前面に出ることはない。
組合 過去に子会社への転
籍強要が問題になったこ
とがある。
会 転籍を強要すること
は無い。

将来TS部門は
消滅か

会社は回答の中で「B
rware Serviceは大規
模顧客のSOを中心とし
た事業に注力、TSOL
は全国のカバレッジを担

組 合 な ん で も 相 談 窓 口			
事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
本 社	T S D L . I S E L ・ S y s t e m技術	大岡 義久	712-5175
本 社	G T S . ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
名古屋	G T S . 中部第二SOLサービス	板倉 浩	205-2205
大 阪	G F S . 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	505-5420
大 阪	G T S . T S S . S o l & D e l P R J推進	河本 公彦	205-5204
事務所 連絡先	03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付（要予約）		
東京法律 事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)		
旬報法律 事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)		
岡田尚 法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL 045-222-7577		
ほづみ 法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		